

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 59

処 分 名	助産施設、母子生活支援施設及び児童厚生施設の廃止又は休止の承認	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を行い、助産施設、母子生活支援施設及び児童厚生施設の廃止又は休止を承認する。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	
条 項	第35条第12項	
所 管 課	子育て支援課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	180日	
標 準 処 理 期 間	計	180日
判 断 基 準	<p>児童福祉法施行規則38条に定める内容により、松山市児童福祉法施行細則4条にて申請されたもの。</p> <p>【根拠法令等】          児童福祉法          第35条第11項 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前(当該児童福祉施設が保育所である場合には3月前)までに、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。          第35条第12項 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>児童福祉法施行規則          第38条 法第35条第11項に規定する命令で定める事項は、次のとおりとする。          一 廃止又は休止の理由          二 入所させている者の処置          三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分          四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間          ② 法第35条第12項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、前項各号に掲げる事項を具し、都道府県知事の承認を受けなければならない。          ③ 前項の承認の申請を受けた都道府県知事は、必要な条件を附して承認を与えることができる。</p> <p>松山市児童福祉法施行細則          第4条 法第35条第12項の規定により特定児童福祉施設及び児童厚生施設の廃止又は休止の承認を受けようとする者は、特定児童福祉施設等廃止(休止)承認申請書(第5号様式)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。